

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成27年10月1日(2015.10.1)

【公表番号】特表2014-523449(P2014-523449A)

【公表日】平成26年9月11日(2014.9.11)

【年通号数】公開・登録公報2014-049

【出願番号】特願2014-503090(P2014-503090)

【国際特許分類】

C 08 L	77/00	(2006.01)
C 08 K	3/22	(2006.01)
C 08 K	3/04	(2006.01)
C 08 J	3/22	(2006.01)
H 01 L	33/64	(2010.01)
B 29 C	45/00	(2006.01)

【F I】

C 08 L	77/00	
C 08 K	3/22	
C 08 K	3/04	
C 08 J	3/22	C F G
H 01 L	33/00	4 5 0
B 29 C	45/00	

【誤訳訂正書】

【提出日】平成27年8月12日(2015.8.12)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】全文

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

少なくとも、組成物の全重量に関して表わされる重量パーセントで、

- a) ポリアミドマトリックスと、
- b) 2重量%～20重量%のアルミナと、
- c) 20重量%～50重量%のグラファイトと、
- d) 5重量%～40重量%の難燃剤系と

を含んでなる組成物。

【請求項2】

組成物の全重量に関して、20重量%～80重量%のポリアミドを含んでなることを特徴とする、請求項1に記載の組成物。

【請求項3】

20重量%～40重量%のグラファイトを含んでなることを特徴とする、請求項1または2に記載の組成物。

【請求項4】

前記グラファイトが、樹脂中のマスター・バッチの形態で前記組成物に添加されることを特徴とする、請求項1～3のいずれか一項に記載の組成物。

【請求項5】

前記難燃剤系が、リンを含んでなる難燃剤、窒素を含んでなる有機化合物型の難燃剤およびハロゲン化誘導体を含んでなる難燃剤よりなる群から選択される少なくとも1種の難

燃剤を含んでなることを特徴とする、請求項 1 ~ 4 のいずれか一項に記載の組成物。

【請求項 6】

前記難燃剤系が、少なくとも 1 種のホスホン酸もしくはその塩、または 1 種のホスフィン酸もしくはその塩を含んでなることを特徴とする、請求項 1 ~ 5 のいずれか一項に記載の組成物。

【請求項 7】

纖維充填材および / または非纖維充填材を含んでなることを特徴とする、請求項 1 ~ 6 のいずれか一項に記載の組成物。

【請求項 8】

請求項 1 ~ 7 のいずれか一項に記載の組成物から得られる発光ダイオードに関連する部品。

【請求項 9】

前記組成物を押出成形、成型または射出によって成形することによって製造される、請求項 8 に記載の部品。

【請求項 10】

少なくとも 1 つの発光ダイオードと、請求項 1 ~ 7 のいずれか一項に記載の組成物から得られる 1 つの部品とを含んでなる照明デバイス。

【誤訳訂正 2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0 0 0 5

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0 0 0 5】

したがって、様々な用途のために、機械特性および難燃剤特性に関して良好な妥協を示すと同時に、高い熱伝導率および低い電気伝導率、すなわち、良好な電気絶縁を示すポリアミドをベースとする組成物を考案することが必要とされている。

【誤訳訂正 3】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0 0 0 7

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0 0 0 7】

出願人は、特定の割合のグラファイトとアルミナとの組み合わせが上記課題を解決することを可能にし、そして機械特性および難燃剤特性に関して良好な妥協を示すと同時に、高い熱伝導率および適切な電気伝導率を示すポリアミド組成物を得ることを可能にすることを実証した。

【誤訳訂正 4】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0 0 0 8

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0 0 0 8】

このことは、グラファイトが上述のようにポリアミド中で熱伝導率および電気伝導率を増加させること、またアルミナが非常に高い割合で使用される場合、電気伝導率に影響を及ぼすことなく、熱伝導率を増加させることが知られたので、驚くべきことである。

【誤訳訂正 5】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0 0 3 5

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

## 【 0 0 3 5 】

組成物は、例えば、纖維充填材および／または非纖維充填材などの強化充填材またはバルキング充填材を含んでなることができる。纖維充填材としては、ガラス纖維、炭素纖維、天然纖維、アラミド纖維およびナノチューブ、特に炭素ナノチューブが記載されてよい。天然纖維としては、麻および亜麻が記載されてよい。特に、非纖維充填材の中では、全ての微粒子または薄板状充填材、および／または剥離可能もしくは剥離不可のナノ充填材、カーボンブラック、アルミニシリケート粘土、モンモリロナイト、ジルコニウムホスフェート、カオリン、炭酸カルシウム、珪藻土、マイカ、シリカ、二酸化チタン、ゼオライト、タルク、ウォラストナイト、ポリマー充填材、例えば、ジメタクリレート粒子、ガラスビーズまたはガラス粉末が記載されてよい。強化充填材の重量による濃度は、組成物の全重量に関して、都合よく、1重量%～50重量%、好ましくは15重量%～50重量%であることができる。